

# 消費者庁 平成25年度機構・定員要求について

平成24年9月7日 消費者庁

(独) 国民生活センターを、消費者庁の「特別の機関」として国に移管  
(移管時期は平成26年1月を想定)

## <機構要求事項>

(法律事項)

[国民生活センター]

- ・「(特別の機関)国民生活センター(仮称)」及び「所長」(本省局長級)の設置
- ・「消費者紛争解決委員会(仮称)」(特別の機関に置かれる合議制機関)の設置

(政令事項)

[国民生活センター]

- ・「副所長」(審議官級)の設置

[消費者庁]

- ・「長官官房」の設置(官房長を置かない、いわゆるカラ官房)
- ・「取引表示対策部(仮称)」の設置(部長1、審議官▲1)
- ・「消費者安全政策審議官(仮称)」1の設置(審議官▲1)
- ・「財産被害対策課(仮称)」の設置(振替財源調整中)

(府令事項)

[国民生活センター]

- ・「総務企画部(仮称)」及び部に属する2課の設置
- ・「消費者相談部(仮称)」及び部に属する4課の設置
- ・「商品テスト部(仮称)」及び部に属する4課の設置
- ・「研修部(仮称)」及び部に属する2課の設置
- ・「消費者紛争解決室(仮称)」の設置

[消費者庁]

- ・室長・企画官級5の設置(振替財源調整中)

## <定員要求事項>

- ・国民生活センターの国への移管関係：121名(※)

[※消費者庁要求分。ほか内閣府(消費者委員会事務局)要求分1名]

(内訳)・(特別の機関)国民生活センター：105名

所長1名、副所長1名、総務企画部21名、消費者相談部26名、  
商品テスト部32名、研修部15名、消費者紛争解決室9名

- ・消費者庁：16名

管理部門の統合等に伴う増 総務課7名、消費生活情報課5名  
法執行の機能強化に伴う増 財産被害対策課(仮称)4名

- ・その他：増員3名、合理化減▲2名

# 国民生活センターの国への移行に伴う 機構・定員要求の考え方

## <定員要求>

- ・ 国民生活センターの国への移管関係：121名（※）

〔※消費者庁要求分。ほか内閣府（消費者委員会事務局）要求分1名〕

うち、（特別の機関）国民生活センター：105名

消費者庁：16名（管理部門の統合に伴う増等）

- ・ 平成24年1月20日閣議決定

「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」（抄）

### 【国民生活センター】

- 消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

### ①「効率化」

- ・ 国民生活センター（以下「国セン」）が国に移管された後は、消費者庁と国センの管理部門は、同じ公務員組織として管理方法が共通になり、消費者庁の既存の管理システムを使って一括管理することが可能。

例）給与・手当・福利厚生 …消費者庁の総務担当で処理

契約・出納・支出 …消費者庁の会計担当で処理

情報システム …PC・LAN回線などを共通化

- 消費者庁と国センの管理部門（総務部・経理部等）の統合により、いわゆるバックオフィスの人員を効率化（管理部門の職員の数も消費者庁、国セン全体として節約）することができる。

（注1）人事権その他、国民生活センターの業務運営の独立性を確保するために必要な人員は消費者庁に統合しない。

（注2）国センの広報部門は、消費者庁の広報・消費者教育担当へ統合。

- 約20名程度の人的資源が節約される（統合効果）

## ②「強化」

- ・ 管理部門の統合により生み出された約20名程度の大部分（15名程度）を、直接消費者等の支援にあたる国セン事業部門（いわゆるフロントオフィス）の増員に充て、国センの機能強化を図る。

例) 消費者相談部 …越境取引相談・土日祝日相談など  
商品テスト部 …消費者安全調査委員会との連携強化など  
研修部 …消費者教育推進法を踏まえた新たな研修など  
ADR …近年の案件数増加に対応する体制強化

(注) 新たな相談員資格制度に関する事務は、研修部で扱う方向で検討

- ・ 4名を改正安全法による財産分野「すき間事案」の法執行（消費者庁）に、1名を消費者委員会事務局の調査機能強化に充当。

※相談員（定員外の非常勤職員）

管理部門の非常勤職員の効率化により、国移管後の国セン相談部の相談員を増員し、同時に処遇を改善。

## <機構要求>

### ①(特別の機関) 国民生活センター(仮称)

- ・ 「国民生活センター」の名称は維持。その各機能は、基本的に一体性を確保しつつ、国移管後の国センに移行。
- ・ 国移管後の国センは、消費者庁からの独立性を法的に担保した「特別の機関」とし、本省局長級の「所長」を長とする。
- ・ 現国センのADR（紛争解決委員会）は、「特別の機関国民生活センター」に法律上置かれる合議体とする。
- ・ 管理部門（総務部・経理部・情報管理部）は、以下の機能に集約し、1つの部（「総務企画部」（仮称））に再編。

総務課 …新国セン全体の総括機能

情報企画課 …P I Oネットの企画運用機能（機器の保守管理は消費者庁のシステム担当に統合）

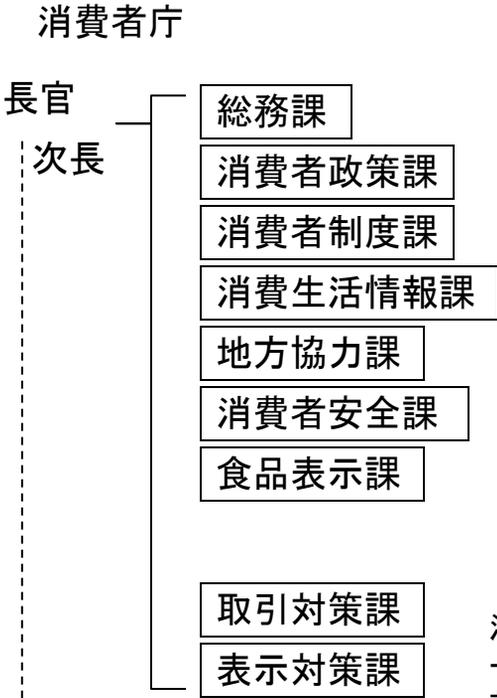
- ・事業部門（相談部・商品テスト部・研修部・ADR事務局）は、それぞれ部のまとまりを維持し、課の増設・増員を含め機能強化。

## ②消費者庁

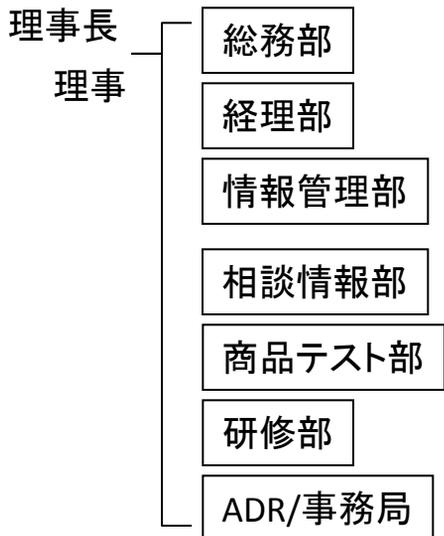
- ・現在の消費者庁は、「庁」の下に直接「課」が置かれている（官房・局・部などの機構が存在しない）  
↓
- ・国センが消費者庁の「特別の機関」となることに伴い、国センが担う相談・あっせんと、消費者庁が担う法律に基づく行政処分を厳格に分離するため、国センを「特別の機関」とすることに加えて、消費者庁における法律に基づく処分の執行機能（特商法・景表法・改正安全法等に基づく財産事案の調査・命令など）を「取引表示対策部」に再編（「ファイアウォール」の構築）。
- ・国民生活センターが消費者庁の特別の機関となることに伴い、「特別の機関」と庁内各課が並列関係にないことを組織上明確化し、一般的な外局並みの組織とするため、「長官官房」を設置（例：国税庁、文化庁など多数）。

# 【参考】機構要求(国センの国移管関連)の概念図

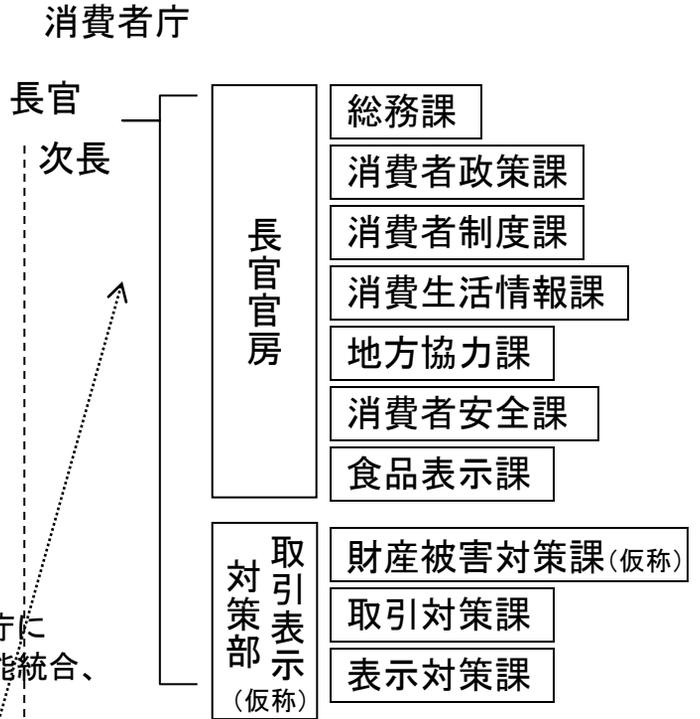
## 【現在の消費者庁、国セン】



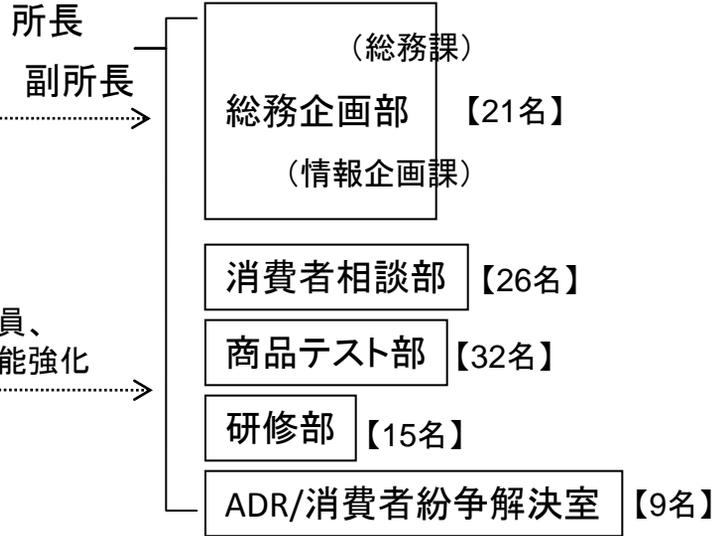
### (独)国民生活センター



## 【国セン国移管後の消費者庁、国セン】



### (特別の機関)国民生活センター(仮称)



消費者庁に  
一部機能統合、  
効率化  
【12名】